

南相馬市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年11月25日

原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部は、7月21日及び8月3日に、南相馬市の57地点（59世帯）及び65地点（72世帯）に対し「特定避難勧奨地点」を設定しました。

今回、9月4～9日のモニタリング結果等を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、福島県及び南相馬市との協議の上、本日、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、福島県及び南相馬市に通知いたしました。

今後、南相馬市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

南相馬市鹿島区 ^{じさばら} 檜原の一部	2 地点（ 2 世帯）
南相馬市原町区 ^{おおはら} 大原の一部	10 地点（11 世帯）
南相馬市原町区 ^{たかのくら} 高倉の一部	2 地点（ 2 世帯）
南相馬市原町区 ^{ば ば} 馬場の一部	6 地点（ 7 世帯）
合計	20 地点（22 世帯）

以上